第２部

業　務　の　概　要

（令和７年度の実績）

１　相談の受付と援助の状況

児童虐待相談の受付件数及び対応件数について

令和３年度まで　相談受理後の調査等の結果、虐待行為がないことが確認されたケースも含む件数。

令和４年度以降　令和６年１月に発出された厚生労働省及びこども家庭庁からの通知に基づき、相談受理後の調査等の結果、虐待行為がないことが確認されたケースを除外した件数。

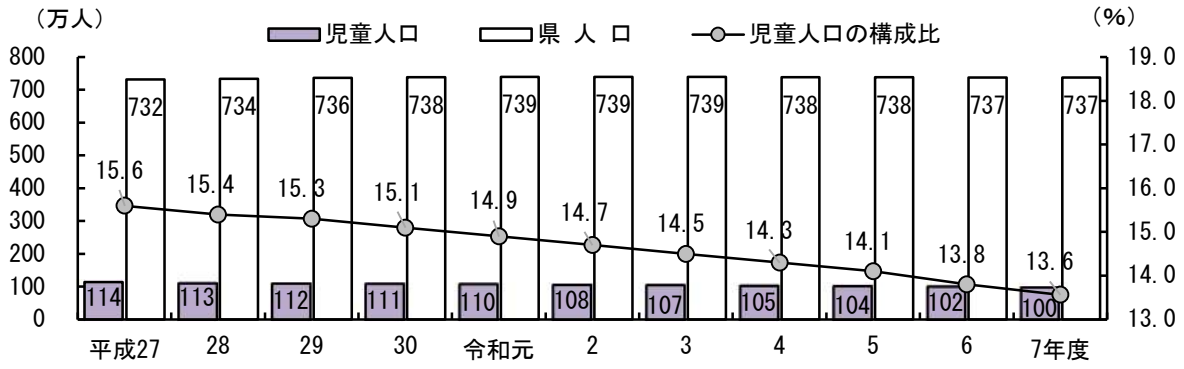
虐待行為がないことが確認されたケースは、従たる相談種別により分類。

（１）　相談の状況

ア　児童人口（令和８年１月１日現在、埼玉県町（丁）字別人口調査より）

県の人口はほぼ横ばいとなっているが、１８歳未満の児童人口は減少傾向にある。平成２７年度の約１１４万人から令和７年度は約１００万人となり、この１０年間で約１４万人減少している。また、県人口に占める児童人口の割合も、この年間で約２．０ポイント低下し、令和７年度には１３．６％となった。

図１　県人口及び児童(１８歳未満)人口の推移（さいたま市を含む）

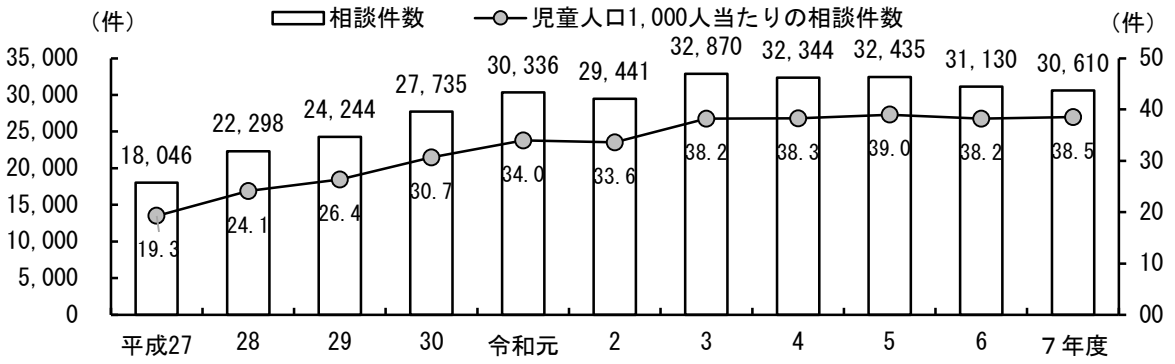


イ　相談件数（「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第１表より）

さいたま市を除く全児童相談所の受付相談件数は、令和７年度は３０,６１０件で、前年度に比べ５２０件、１.７％の減少となっている。

また、令和７年度における、児童人口１，０００人当たりの相談件数は、３８.５件であった。

図２　相談件数の推移（さいたま市を含まない）



ウ　相談内容別受付状況（「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第２表より）

受付件数を相談内容別に見ると、養護相談の件数が最も多く全体の５８.２％を占めており、以下、障害相談２３.５％、育成相談６.９％、非行相談２.５％となっている。

障害相談の内訳では、療育手帳交付に係る診断・判定、特別児童扶養手当診断書交付等の業務が主なものであるが、ほかにも、注意欠陥・多動性障害や自閉症スペクトラムなどの相談も含まれる。また、療育手帳を取得する理由の一つとして、障害者総合支援法による制度の利用を挙げることができる。

養護相談の１７,８２１件の中には、児童虐待相談の１３,００３件が含まれる。これは令和７年度に受付けた相談の総件数３０,６１０件の４２.５％に相当する。

育成相談には性格行動相談、育児・しつけ相談、不登校相談等が含まれる。

表１　相談内容別受付状況（さいたま市を含まない）

相談内容	R3 年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
養 護 相 談	19,446	20,184	19,423	17,712	17,821
保 健 相 談	27	41	45	53	43
障 害 相 談	8,053	7,030	7,445	8,120	7,184
非 行 相 談	478	647	713	699	773
育 成 相 談	1,587	1,839	2,110	2,049	2,104
その他の相談	3,279	2,603	2,699	2,497	2,685
計	32,870	32,344	32,435	31,130	30,610

エ　経路別受付状況（「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第１表より）

相談の経路としては「警察等」が最も多く、全体の３５.８％、次に「都道府県・市町村」が２６.９％となっている。さらに、「家族・親戚」、「近隣・知人」、「学校・教育委員会等」と続く。

表２　経路別受付状況（さいたま市を含まない）

受付経路	R3 年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
都道府県・市町村	8,201	7,772	8,058	8,595	8,231
児童福祉施設・里親等	156	167	163	166	170
警察等	13,094	14,109	13,443	11,767	10,962
家庭裁判所	79	78	91	85	120
学校・教育委員会等	1,045	958	1,090	1,098	1,128
保健所・医療機関	375	393	422	392	371
家族・親戚	6,421	5,890	6,177	6,181	6,490
児童本人	372	351	330	328	492
児童委員	7	9	4	1	1
近隣・知人	2,529	2,037	2,036	1,920	1,960
その他	591	580	621	597	685
計	32,870	32,344	32,435	31,130	30,610

（２）相談内容別の受付と援助の状況

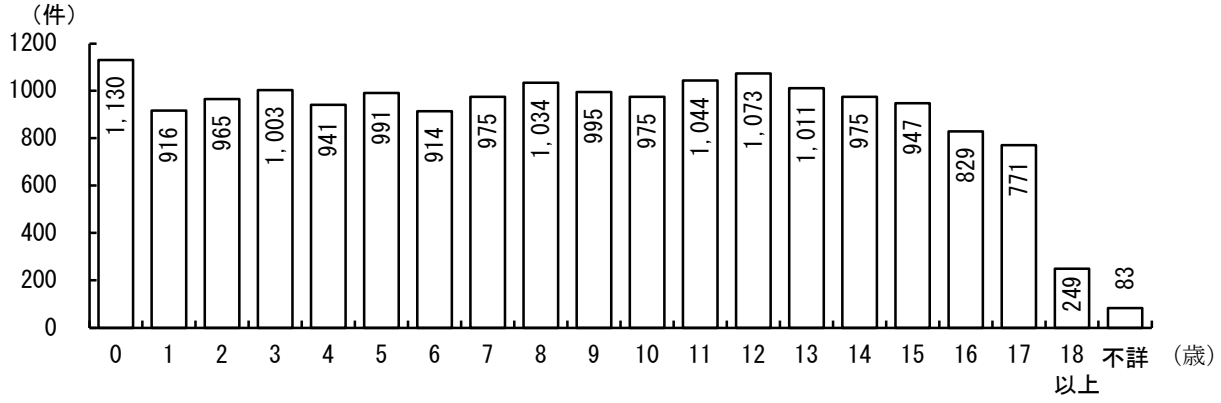
ア　養護相談（「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第２表より）

（ア）年齢別受付状況

養護相談１７,８２１件のうち、０歳から５歳までの乳幼児についての相談件数は５,９４６件で、養護相談全体の３３.４％を占めている。年齢が上がるほど減少傾向がみられるが、このことは、育児を行う家庭に対して、種々の支援を行うことにより、ごく早い時期から育児に対する不安や困難を取り除く必要があることを示している。

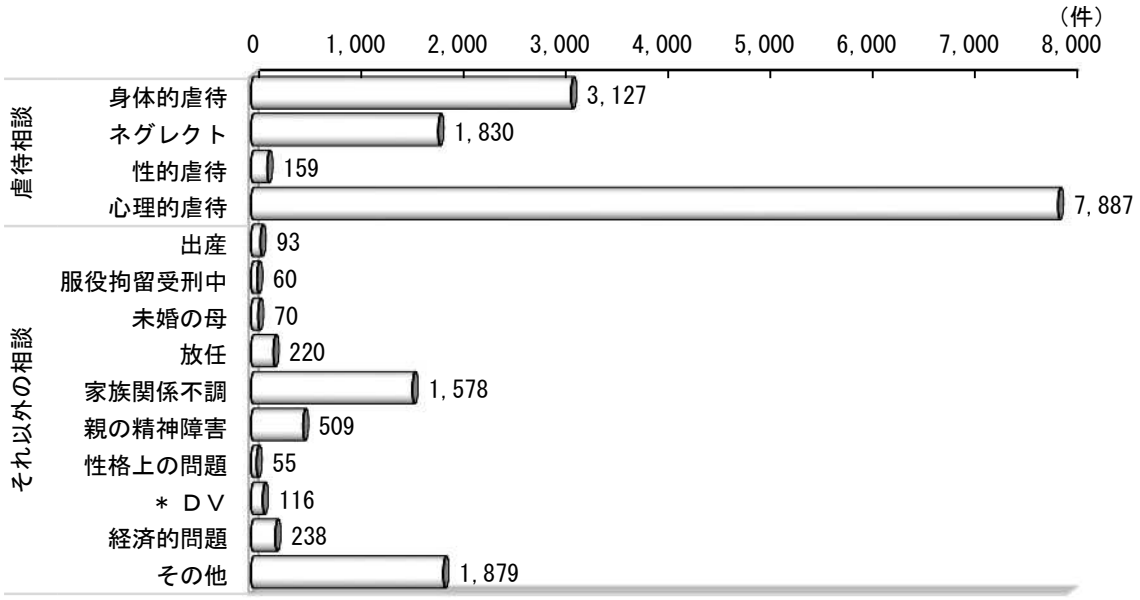
また、義務教育修了後の相談も見られるが、これは施設を退所した児童が就職先に定着できなかったり、家庭引き取り後に落ち着かないなど、引き続き援助が必要な場合が含まれている。１８歳を超えても施設や里親から自立できず、措置を延長するケースもある。

図３　養護相談の年齢別受付件数（さいたま市を含まない）



（イ）相談の内容

図４　養護相談の内容別受付状況（さいたま市を含まない）



＊「DV」は「心理的虐待」に当たるものは除いている。

（ウ）虐待相談の対応状況

埼玉県における虐待相談の対応件数は、令和７年度には１５，３５５件となり、令和６年度から４２６件減少した。

相談内容別に見ると、「心理的虐待」が９，５１３件(６２．０%）と最も多く、次いで「身体的虐待」が３，６２６件（２３．６%)、「ネグレクト」２，０３６件（１３．３%）の順となっている。

図５　過去１０年間の虐待相談対応件数の推移（さいたま市を含む）

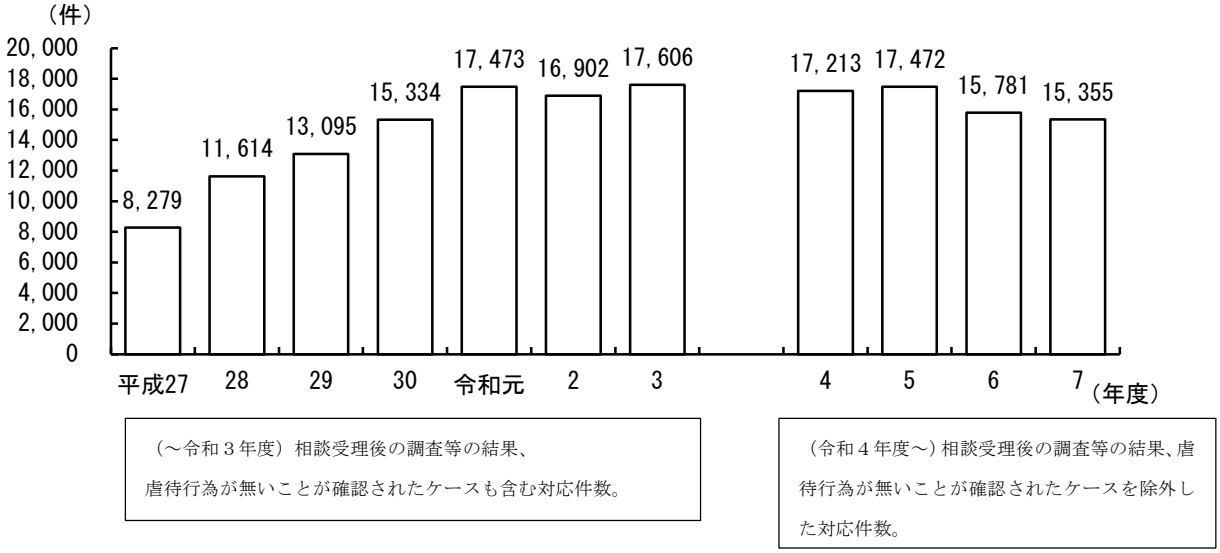


表３　虐待相談の内容（さいたま市を含む※）　※（）内数字は、さいたま市児童相談所で対応した件数の再掲

相談受理後の調査等の結果、虐待行為が無いことが確認されたケースも含む対応件数。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	計
令和３年度	3,742 (641)	2,352 (535)	157 (29)	11,355 (2,031)	17,606 (3,236)

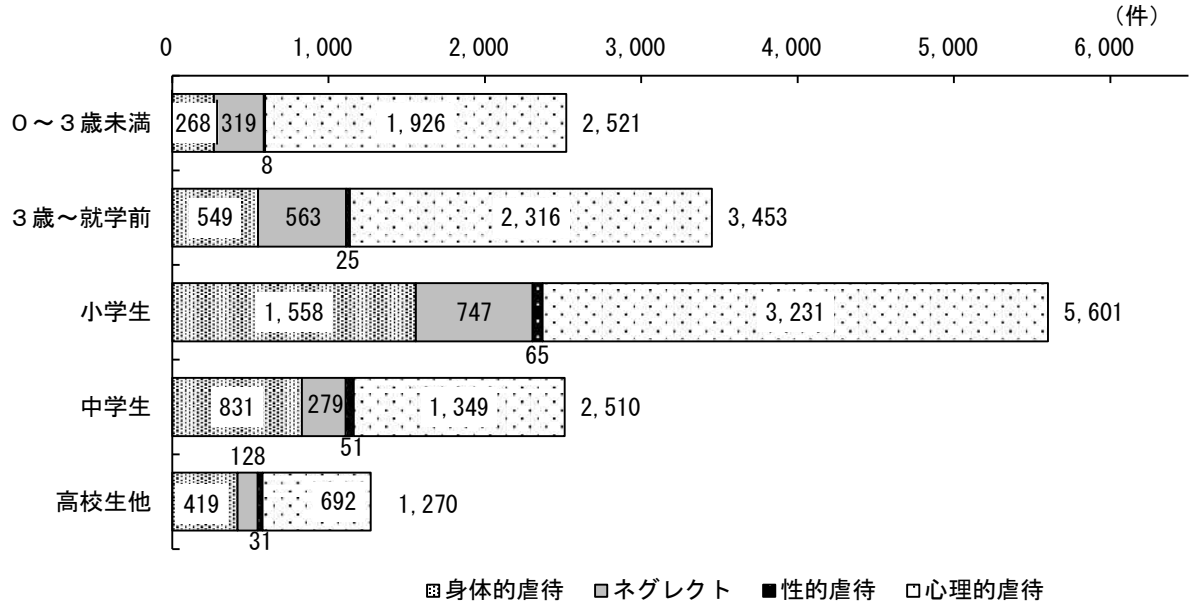
相談受理後の調査等の結果、虐待行為が無いことが確認されたケースを除外した対応件数。

令和４年度	3,608 (705)	2,781 (655)	172 (49)	10,652 (1,933)	17,213 (3,342)
令和５年度	3,765 (637)	2,568 (495)	162 (32)	10,977 (1,957)	17,472 (3,121)
令和６年度	3,631 (612)	2,114 (357)	184 (33)	9,852 (1,730)	15,781 (2,732)
令和７年度	3,626 (676)	2,036 (310)	180 (32)	9,513 (1,745)	15,355 (2,763)

注）対応件数。

虐待を受けた児童の年齢を見ると、０歳から就学前の乳幼児が5,９７４件、全体の３８.９％を占めている。また、各年代で「心理的虐待」が最も多くなっている。

図６　被害児童の年齢別内容別状況（さいたま市を含む）



主な虐待者を見ると、実母が全体の４８．３％を占め最も多い。実父の数を合わせると両者で全体の９１．８％を占めている。

図７　主な虐待者（さいたま市を含む）

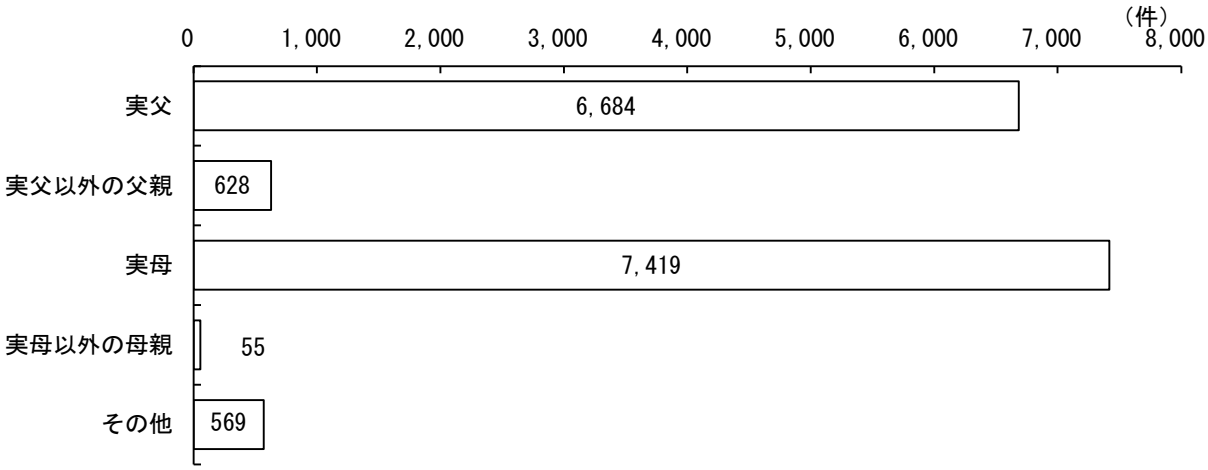


表４　主な虐待者の内訳（さいたま市を含む）

相談受理後の調査等の結果、虐待行為が無いことが確認されたケースも含む対応件数。

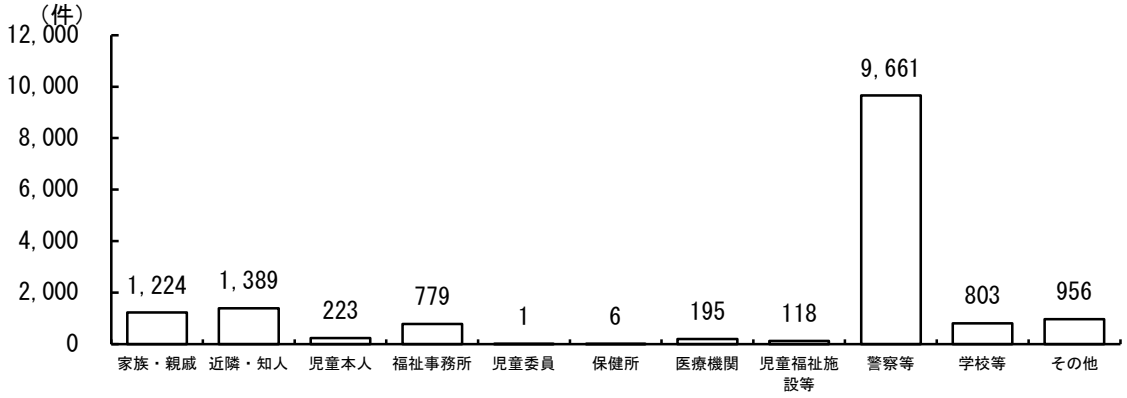
	実　父	実父以外の父親	実　母	実母以外の母親	そ の 他	計
令和３年度	7,217	795	8,454	94	1,046	17,606

相談受理後の調査等の結果、虐待行為が無いことが確認されたケースを除外した対応件数。

令和４年度	7,157	750	8,464	61	781	17,213
令和５年度	7,386	659	8,666	47	714	17,472
令和６年度	6,887	679	7,515	68	632	15,781
令和７年度	6,684	628	7,419	55	569	15,355

虐待の通告経路を見ると、警察等からの通告が最も多く全体の６２．９%、次いで近隣・知人の９．０%、家族・親戚の８．０%となっている。

図８　虐待相談の通告経路（さいたま市を含む）



虐待の発生を未然に防ぎ、また、早期発見・対応、再発防止のためにも、こどもと家庭に身近な地域の関係機関、団体及び個人が連携し、協力し合い、適切な支援を行えるようなネットワークを築くことが課題である。

表５　児童相談所別児童虐待相談対応件数（市町村別）

児相	市町村名	５年度	６年度	７年度
中央	鴻巣市	214	220	185
	上尾市	513	529	518
	桶川市	101	105	118
	久喜市	260	288	324
	北本市	135	112	113
	蓮田市	146	134	103
	白岡市	75	61	88
	伊奈町	115	93	138
	管外・不明	62	44	49
	合計	1,621	1,586	1,636
南	川口市	1,586	1,384	1,538
	蕨市	174	146	153
	戸田市	311	254	422
	管外・不明	23	53	32
	合計	2,094	1,837	2,145
朝霞	朝霞市	※所沢から管轄変更		346
	志木市	※所沢から管轄変更		209
	和光市	※所沢から管轄変更		143
	新座市	※所沢から管轄変更		381
	富士見市	※川越から管轄変更		205
	ふじみ野市	※川越から管轄変更		187
	三芳町	※川越から管轄変更		69
	管外・不明	－	－	40
	合計	0	0	1,580
川越	川越市	672	765	550
	東松山市	248	155	114
	富士見市	289	277	※朝霞へ
	鶴ヶ島市	143	171	124
	日高市	127	100	※所沢へ
	坂戸市	170	196	166
	ふじみ野市	272	246	※朝霞へ
	三芳町	87	50	※朝霞へ
	毛呂山町	58	36	59
	越生町	28	18	12
	滑川町	36	36	14
	嵐山町	43	50	32
	小川町	36	68	47
	川島町	30	32	33
	吉見町	32	25	44
	鳩山町	15	17	10
	ときがわ町	36	24	22
	東秩父村	2	2	8
	管外・不明	69	67	32
	合計	2,393	2,335	1,267

児相	市町村名	５年度	６年度	７年度
所沢	所沢市	745	625	585
	飯能市	121	98	103
	狭山市	334	261	309
	入間市	358	293	251
	日高市	※川越から管轄変更		91
	朝霞市	305	352	※朝霞へ
	志木市	218	189	※朝霞へ
	和光市	211	178	※朝霞へ
	新座市	315	328	※朝霞へ
	管外・不明	89	48	52
	合計	2,696	2,372	1,391
熊谷	熊谷市	447	370	350
	行田市	270	236	195
	秩父市	92	78	85
	加須市	266	224	210
	本庄市	183	140	125
	羽生市	96	90	93
	深谷市	315	220	232
	横瀬町	10	9	9
	皆野町	16	5	15
	長瀞町	13	4	7
	小鹿野町	9	19	21
	美里町	7	13	11
	神川町	9	16	21
	上里町	54	68	46
	寄居町	51	50	68
	管外・不明	16	26	19
	合計	1,854	1,568	1,507
越谷	春日部市	552	514	549
	越谷市	1,084	903	797
	幸手市	109	100	86
	宮代町	80	65	57
	杉戸町	96	77	89
	松伏町	65	81	65
	管外・不明	32	55	76
	合計	2,018	1,795	1,719
草加	草加市	745	625	581
	八潮市	261	282	262
	三郷市	454	398	293
	吉川市	163	179	171
	管外・不明	52	72	40
	合計	1,675	1,556	1,347
県児相　小計		14,351	13,049	12,592
さいたま市児相		3,121	2,732	2,763
合計		17,472	15,781	15,355

注）児童虐待相談の件数については、１２頁参照。
令和７年度から朝霞児童相談所新設。

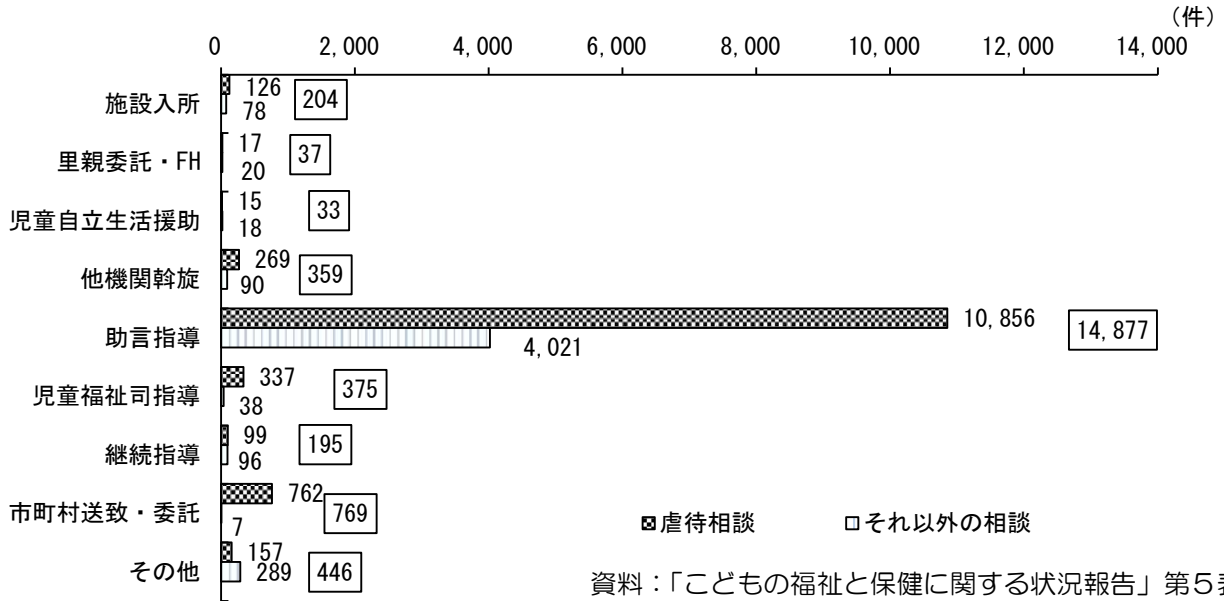
（エ）対応状況

児童相談所で受付けた養護相談で、令和７年度中に何らかの対応を行ったものは１７,２９５件であった。そのうち、「施設入所」と「里親委託」、「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）」、は合わせて２４１件あり、全体の１.４％であった。

相談を受けたものの中で、経済支援や児童の育児支援を行うことで、家庭から児童の身柄を分離又は保護せずに援助が可能な場合は保護者への助言・指導を行うとともに、地域の関係機関に協力を要請した。「助言指導」で終了した相談の中には、家庭での養育を援助するために関係機関の調査・依頼等を行ったものも含まれている。

児童虐待など対応困難な相談や施設退所後の援助が必要な家庭への対応等について、ケースカンファレンス等を実施し、関係機関との連携を図り、継続指導や児童福祉司指導を行った

図９　養護相談対応件数（さいたま市を含まない）



資料：「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第５表

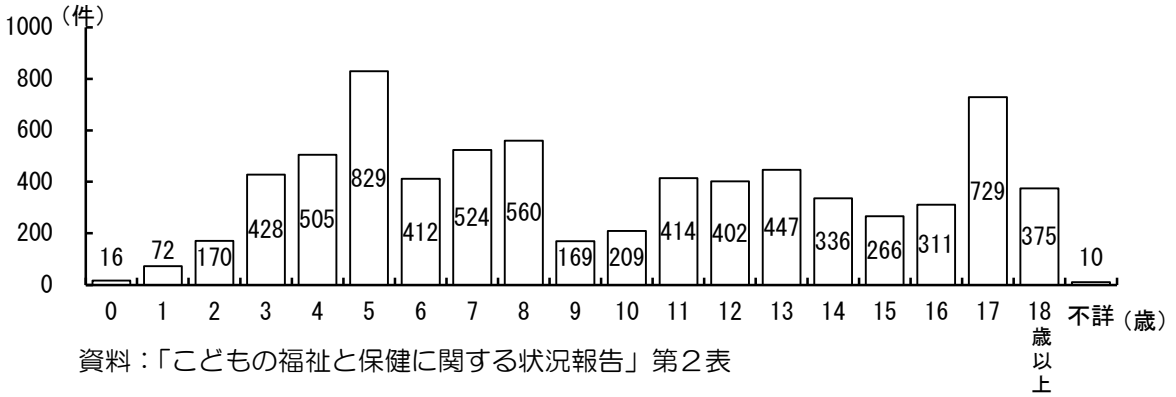
イ　障害相談

（ア）年齢別受付状況

障害相談では、言葉等の発達の遅れが目立ち始める３歳頃から相談が増え始める。行政サービスを受けるために必要な手帳の交付申請や諸証明書の発行、特別児童扶養手当認定の交付申請等が増加するためである。

１８歳以上の相談では、障害者総合支援法に基づく施設利用の更新によるものや年金取得手続きにかかる諸証明書の発行が多い。

図１０　障害児童相談年齢別受付状況（さいたま市を含まない）

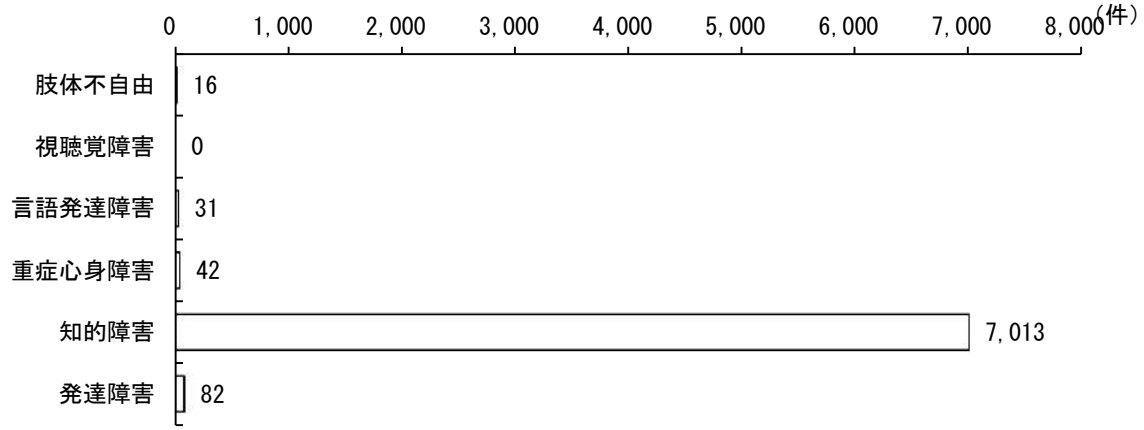


資料：「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第２表

（イ）相談内容

障害相談を内容別に見ると、令和７年度に相談を受付けた7,１８４件のうち知的障害相談が7,０１３件（９７.6％）を占めている。

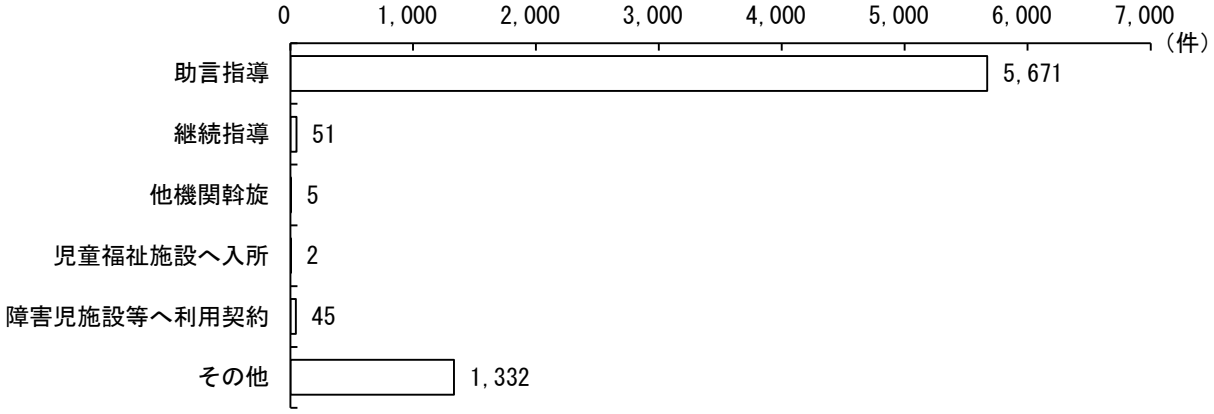
図１１　障害相談の内容別件数（さいたま市を含まない）



（ウ）援助状況

障害相談で、令和７年度中に面接指導、施設入所措置等の援助を実施した件数は7,１０６件であり、これを援助内容によって示すと下図のとおりである。

図１２　障害相談の援助内容別件数（さいたま市を含まない）



資料：「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第５表

援助を実施した障害相談7,１０６件を内容から見ると、「助言指導」が5,６７１件であり、全体の７９.８％を占める。「助言指導」の中には、療育手帳交付に係る手続きや、特別児童扶養手当認定診断書の交付等が含まれる。

また、継続指導は、そのほとんどが障害者総合支援法による施設入所の新規契約時の相談を内容とするものである。

施設入所については、障害者施設の不足から、障害児施設に入所中の児童が１８歳になっても障害者施設への円滑な移行ができない状況にある。障害児施設の数も限られていることから、新規の入所等の施設利用が困難になっている。

ウ　非行相談

（ア）年齢別受付状況（「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第２表より）

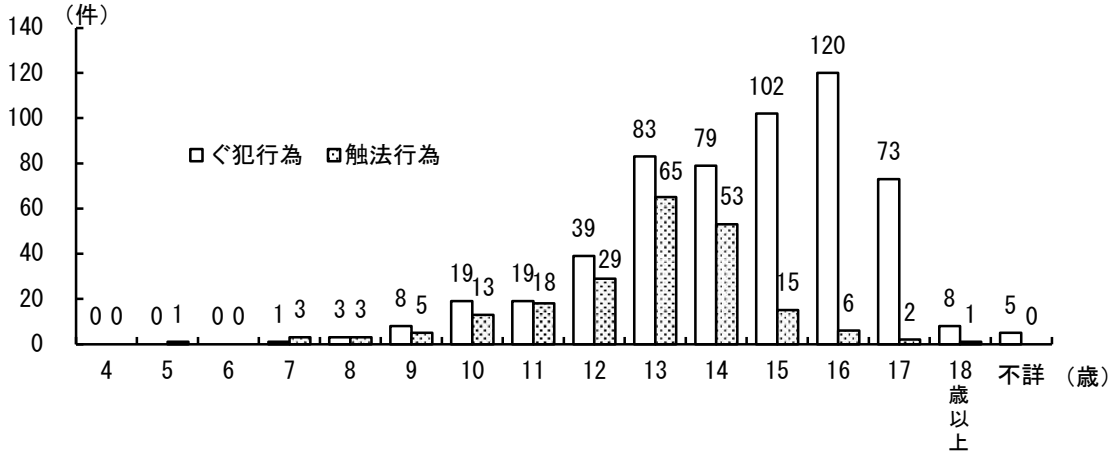
令和７年度に受理した非行相談の数は７７３件であり、前年度の６９９件から７４件増加した。全相談受付件数３０,６１０件の2.5％を占めている。

相談の内訳は、ぐ犯行為等相談が５５９件、触法行為等相談が２１４件であった。

ぐ犯及び触法の全非行相談の中で、１３歳から１５歳までの中学生の相談件数が３９７件を数え、全体の５１.４％を占めている。

非行相談の中には、過去に虐待を受けた経験を持つなど、重篤かつ対応困難なケースも少なくない。

図１３　ぐ犯行為及び触法行為等相談の年齢別受付状況（さいたま市を含まない）



（イ）相談の内容

ぐ犯行為等相談では、「家出・放浪」が１９９件で最も多く、３５.６％を占めている。

触法行為等相談では、「窃盗」が１１７件で最も多く、５４.７％を占める。

表６　ぐ犯行為等相談内容別受付状況（さいたま市を含まない）

	家出・放浪	窃盗	夜遊び・外泊	持ち出し	乱暴	不純異性交遊不良交友	傷害	飲酒・喫煙	怠学	その他	計
男	59	41	30	45	18	16	3	15	2	53	282
女	140	8	51	22	3	28	1	8	1	14	276
不明	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
計	199	49	81	67	22	44	4	23	3	67	559

表７　触法行為等相談内容別受付状況（さいたま市を含まない）

	窃盗	強盗	器物破損	傷害	恐喝	強姦わいせつ	放火	その他	計
男	82	2	6	23	4	15	4	32	168
女	35	0	1	3	0	3	0	4	46
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	117	2	7	26	4	18	4	36	214

（ウ） 援助状況（「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第５表より）

援助を実施した「ぐ犯」及び「触法」を合わせた非行相談７３７件のうち、６０１件（８１.５％）が「助言指導」であり、児童自立支援施設等の児童福祉施設に措置をしたものは１１件（１.５％）であった。

表８　非行相談の援助内容別状況（さいたま市を含まない）

	助言指導	継続指導	他機関あっせん	児童福祉司指導	施設入所	児童自立生活援助の実施	家裁送致	その他	計
ぐ犯行為等相談	432	24	21	13	7	11	1	18	527
触法行為等相談	169	6	14	8	4	0	3	6	210
計	601	30	35	21	11	11	4	24	737

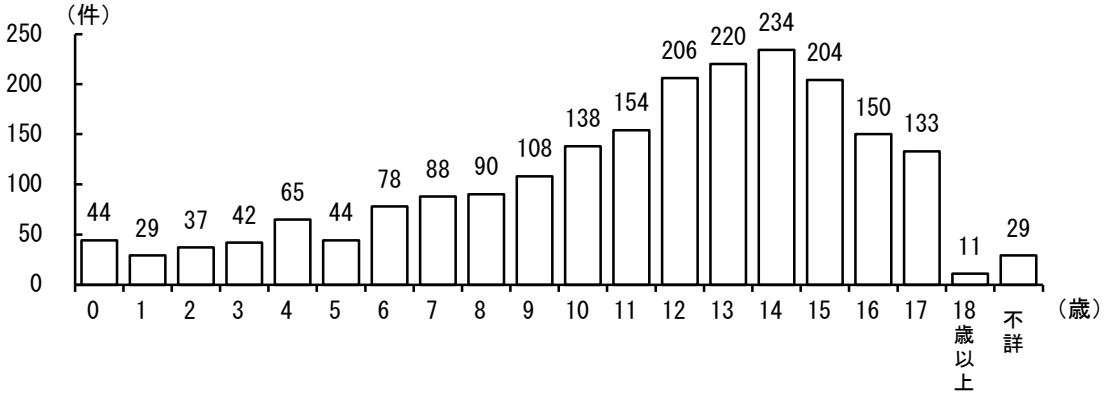
注）１「その他」は、そのほとんどが管轄児相へのケース移管、家庭裁判所からの照会である。
２「施設入所」は、全てが児童自立支援施設への入所である。
３「児童自立生活援助の実施」は、全てが自立援助ホームで行われたものであった。
４「家裁送致」とは、家庭裁判所の審判に付することが適当であると認めて、送致の措置（法第２７条第１項第４号）を行ったものである。

エ　育成相談

（ア）年齢別受付状況（「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第２表より）

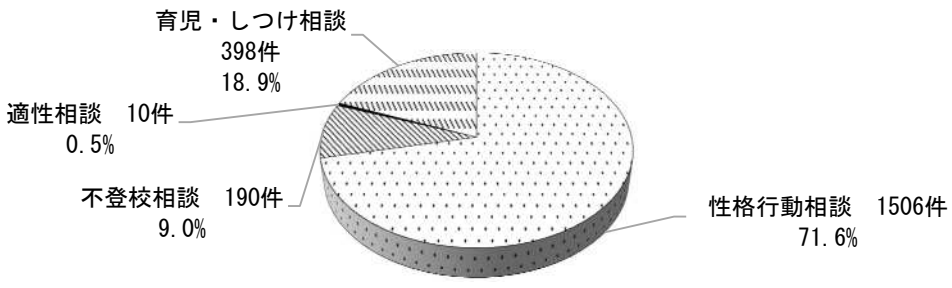
令和７年度の受付件数は2,１０４件であった。うち、1,５０６件が「性格行動相談」であり、７１.６％を占める。

図１４　育成相談年齢別受付状況（さいたま市を含まない）



（イ） 相談の内容

図１５　育成相談の内容別受付件数（さいたま市を含まない）



（ウ）援助状況（「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第５表より）

育成相談について、令和７年度に行った援助の状況は、次表のとおりである。

表９　育成相談への援助状況（さいたま市を含まない）

	助言指導	継続指導	他機関あっせん	児童福祉司指導	市町村指導委託・送致	施設入所	児童自立生活援助の実施	その他	計
計	1,892	33	34	7	2	11	2	105	2,086

注）施設入所は、児童養護施設２件、乳児院２件、児童自立支援施設６件、児童心理治療施設１件。

オ　保健相談・その他の相談（「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第５表より）

保健相談では、そのほとんどが電話による乳幼児についての相談である。また、その他の相談の中には、児童の養育に係る親自身の相談なども含まれる。

表１０　保健相談・その他の相談への援助状況（さいたま市を含まない）

	助言指導	継続指導	他機関あっせん	児童福祉司指導	市町村指導委託・送致	児童自立生活援助の実施	その他	計
保健相談	40	0	0	0	0	0	5	45
その他の相談	1,531	4	74	3	10	18	1,029	2,669

（３）休日夜間児童虐待通報ダイヤル

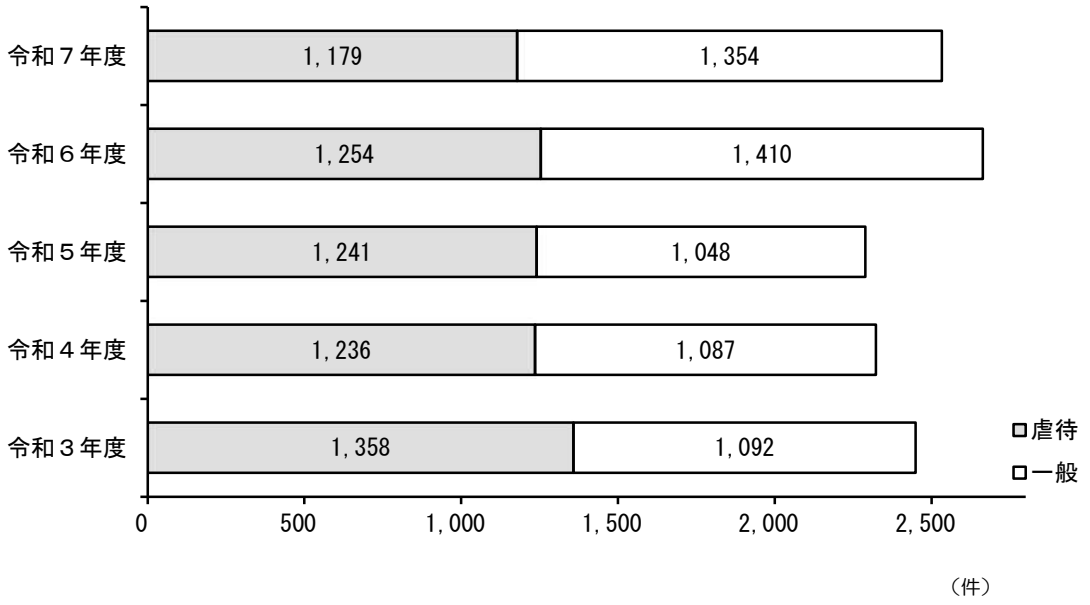
２４時間を通して児童虐待等の緊急な通報に応じるため、平成１８年６月から「埼玉県休日夜間児童虐待通報ダイヤル」を開設し、緊急の対応が必要な場合に、同ダイヤルから連絡を受けた管轄児童相談所が速やかに安全確認を行う等の対応を行っている。また、「児童相談所虐待対応ダイヤル（１８９）」に対する休日夜間の通報も同ダイヤルで受け付けている。

令和７年度に休日夜間児童虐待通報ダイヤルに寄せられた通報は2,５３３件で、前年度に比べ４．９％減少した。児童虐待の重大事件が社会問題化し関心が高まったことや、１８９などの通報窓口が周知されてきていること等の影響により、令和元年度以後は２千件以上の通報が寄せられている。

表１１　休日夜間児童虐待通報ダイヤル受付件数（さいたま市を含まない）

時間帯	夜　間 (18時～22時)	深夜・早朝 (22時～翌８時半)	休日の日中 (８時半～18時)	合　計
虐　待　通　報	473	314	392	1,179
虐待以外の相談	527	387	440	1,354
受　付　合　計	1,000	701	832	2,533

図１６　休日夜間児童虐待通報ダイヤル受付件数の推移（さいたま市を含まない）



２　活動状況

（１）　児童福祉司の活動状況

毎週開かれる受理会議、援助方針会議及び診断会議で検討された児童相談所の方針に基づき、次のような活動を行っている。

ア　調査・社会診断

児童相談所では、相談を受けた児童とその保護者の状況を知り、それによってどのような支援が必要かを判断するために、調査・社会診断を行っている。

調査には、所内又は訪問しての面接、電話、照会、その他の方法があり、担当児童福祉司が中心となって行う。相談の内容によっては、他の職員が行うこともある。

イ　児童福祉司指導

令和７年度中に新たに児童福祉司指導の措置が採られた件数は４０６件であり、その相談種別内訳は下図のとおりである。児童虐待相談を含む養護相談が全体の９２．４％を占めている。児童虐待相談では、在宅指導にするものも多く、取扱い期間も長期に及ぶものが少なくない。

図１７　児童福祉司指導相談種別内訳（さいたま市を含まない）



資料：「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第５表

（２）　児童心理司の活動状況

ア　心理診断

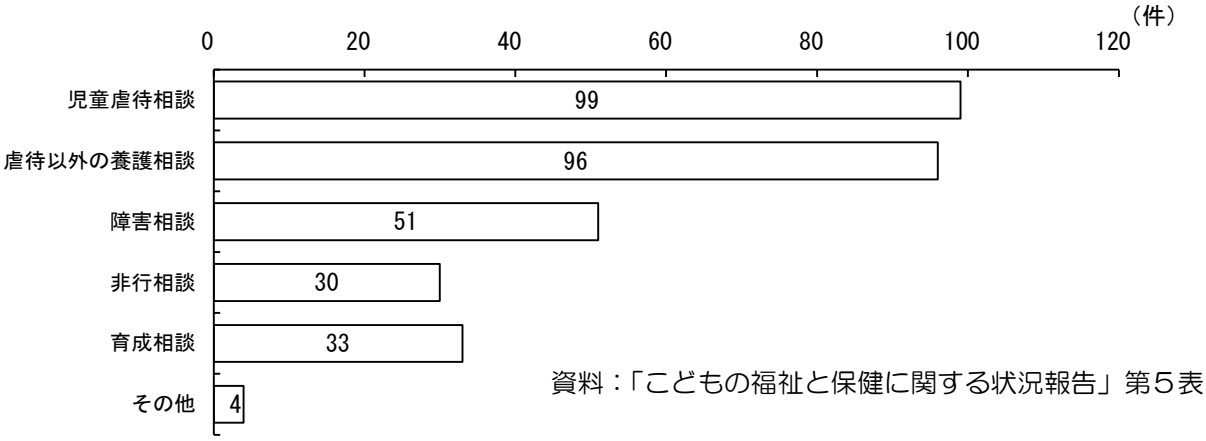
心理診断は、面接、観察、心理検査等を基に心理学的観点から支援の内容、方針を定めるために行う。言語表現の不十分な児童、情緒や適応性に不安定さを示す児童等を理解するため、観察を行う場所や場面の設定など、適切な方法を考慮している。

イ　継続指導

継続指導は、児童、保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うものである。

令和７年度中に、新たに継続指導の取扱いを開始した件数は、児童心理司及び児童福祉司が担当するものを合わせて３１３件である。児童虐待相談を含む養護相談が１９５件と最も多い。相談種別内訳は次のとおりである。

図１８　継続指導相談種別内訳（さいたま市を含まない）



資料：「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第５表

（３）「家族支援」の取組みについて

ア　背　　景

児童相談所における児童虐待対応件数は「児童虐待の防止等に関する法律」(以下「虐待防止法」という。)施行前後から急激に増加し、主に早期の発見･保護を中心に対応が進められてきた。

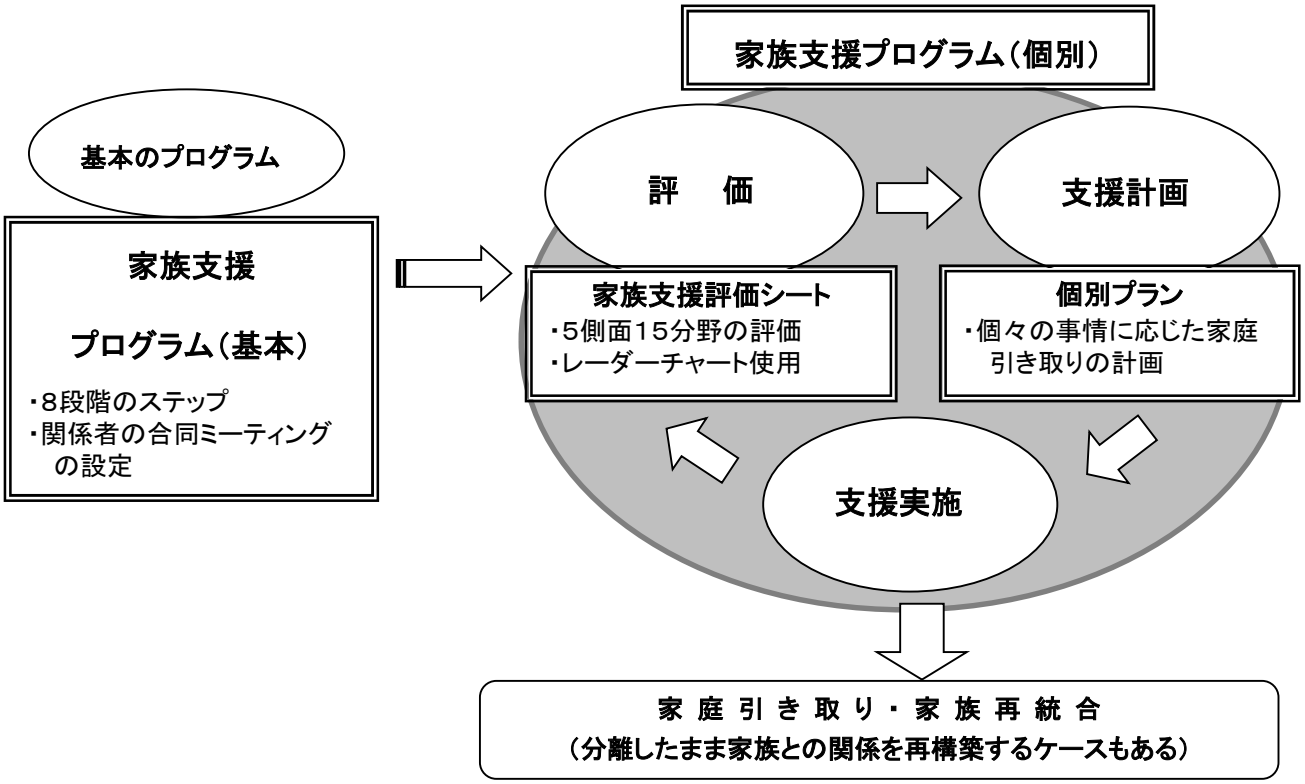
平成１６年には「虐待防止法」が改正され、保護した児童と家族の再統合促進のための指導及び支援が地方公共団体の責務として位置付けられたが、児童相談所は増え続ける児童虐待の緊急対応に追われ、施設に保護した児童の家族再統合に思うように取り組めない状況にあった。

そこで、当県では平成１９年度に家族支援担当職員を各所に配置し、さらに段階的に組織的充実を図ってきた。そして、平成２０年度からは「家族支援プログラム」に基づいて施設に保護した児童の家庭引き取りなど、家族再統合に取り組んできている。（詳細は、平成２９年４月１日策定の「埼玉県児童相談所家庭支援指針」参照。）

イ　家族支援システムの概要

児童や養育者の状況を家族支援評価シートにより評価し、基本の家族支援プログラムを参考に個別の事情に合わせた個別プランを作成する。個別プランに従って支援を実施した結果を再び評価して個別プランを進めていく。このようにプランと評価とが一体となって家族支援を推進するのが個別の家族支援プログラムである。基本の家族支援プログラムまでを含んだ支援体制全体を「家族支援システム」と称し、各々の関係は次のとおりである。

家族支援システムの概念図

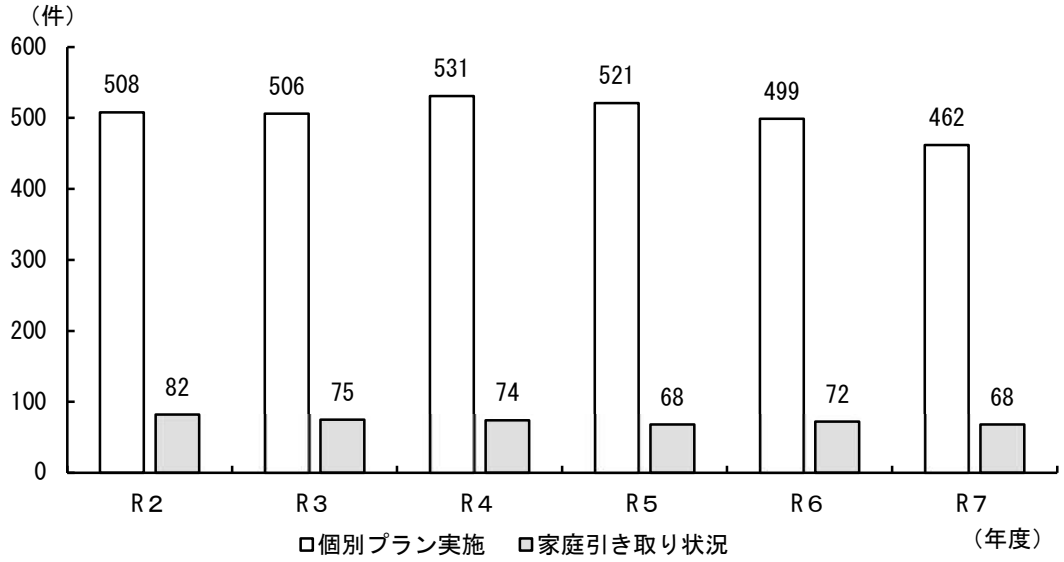


家族支援プログラム（基本）	家族を支援するための基本的なプログラムは、準備から終了まで8段階のステップが想定されている。それぞれのステップの課題と、親子や各機関が実施する内容が示されている。
家族支援評価シート	基本情報とライフエピソードを踏まえた上で、こどもの状況・養育者の状況・親子関係の状況・虐待の認知・支援の受け入れについてのアセスメントを行うものである。
個 別 プ ラ ン	家族支援評価シートによって導き出された家族の課題と必要な支援を踏まえて、児童の保護に至った問題の再発防止に向け、家族再統合までの解決すべき課題や手順を保護者に（ケースによっては児童や関係者にも）示すものである。

（ア）個別プラン実施及び家庭引き取り状況

令和７年度の個別プラン実施件数は 462 件であり、うち 68 件が家庭引き取りとなった。家族支援プログラムは、家庭引き取りばかりではなく、何らかの事情で児童と家族が分離したまま、面会や外泊により家族としての関係を保つことが目標である場合も対象とし、交流を目的としたプランを作成している。

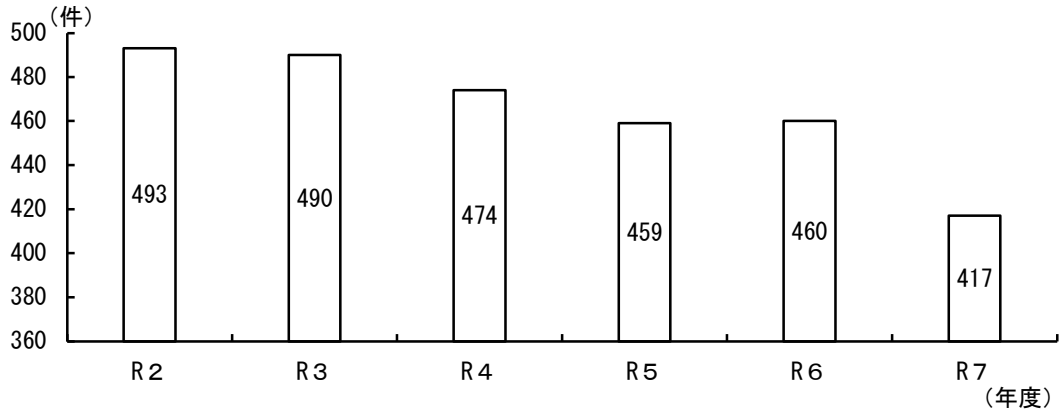
図１９　個別プラン実施及び家庭引き取り状況（さいたま市を含まない）



（イ）家族支援評価実施状況

乳児院、児童養護施設入所中の児童については、一定の入所期間、一定の年齢時に評価シートを作成することになっている。

図２０　家族支援評価実施件数（さいたま市を含まない）



（4）児童精神科医の診察等の状況

虐待を受けた児童及び虐待を行った保護者等の診察・治療並びに職員への助言指導等を行うため、令和６年度までは児童精神科医３名が配置されていたが（常勤１名、非常勤２名）、令和７年10月から、新たに常勤の児童精神科医１名が越谷児相に配置された。令和７年度は虐待相談を中心に計1,１１０件の診察等が行われ、令和６年度の８３４件から大幅に増加している。

なお、常勤の児童精神科医は定期的に県内の児童相談所を巡回して業務を行い、必要に応じて児童及び保護者に対して服薬処方を行っている。

当該児童や保護者の精神科受診への抵抗感を和らげた上で、紹介状等の情報提供により地域医療機関での受診及び継続的な治療への橋渡しを行い、被虐待児の精神的ダメージの回復や虐待の再発予防等を図っている。

図２１　形態別診察等の状況（さいたま市を含まない）

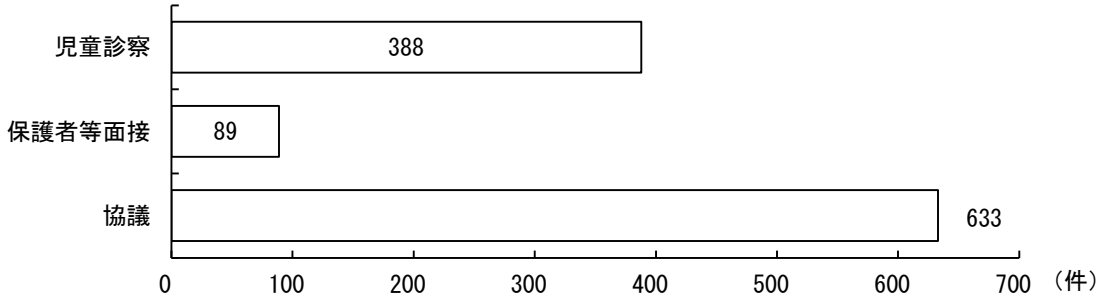
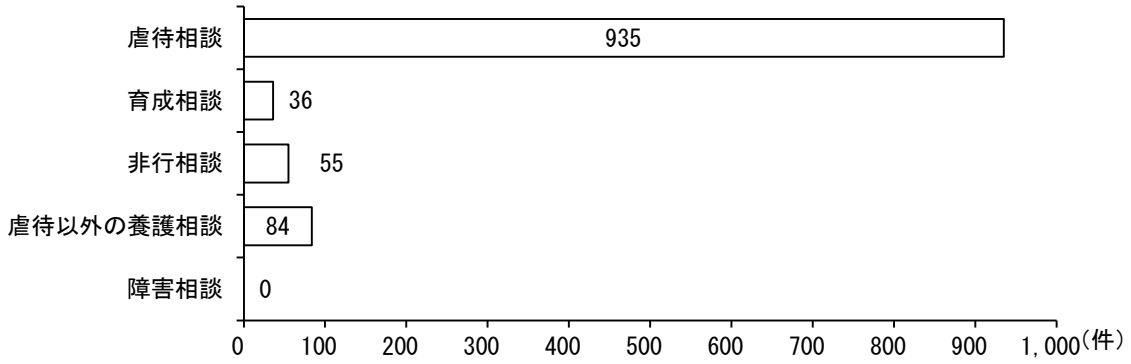


図２２　相談内容別診察等の状況（さいたま市を含まない）



（5）一時保護の状況（「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第６表より）

一時保護は、児童虐待や親の疾病などの際、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するアセスメントが必要な場合などに実施する。令和７年度に中央、南、朝霞、所沢、熊谷及び越谷児童相談所の一時保護所に一時保護した相談種別・年齢別内訳は、次表のとおりである。

相談種別では、養護相談が全体の８１.３％（児童虐待５８.８％、養護相談その他２２.５％）を占め、次いで非行相談が１１.７％となっている。児童の安全を確保するために児童相談所が強制介入して保護をした被虐待児童も多く、児童の精神的安定を図る上で、いろいろな特徴を持つ児童を一つの場所で処遇することの難しさがある。

表１２　相談・年齢階層別一時保護の受付状況（一時保護所分）（さいたま市を含まない）

	養護相談	内、児童虐待	障害相談	非行相談	育成相談	保健・その他	計
０～　５歳	168	105	0	0	4	0	172
６～１１歳	413	335	0	8	20	0	441
１２～１４歳	267	193	0	74	37	0	378
１５歳以上	229	146	1	73	30	0	333
計	1,077	779	1	155	91	0	1,324

注）一時保護所の定員数は、中央・南・朝霞・所沢・熊谷・越谷 各３０名である。

図２３　一時保護所児童の年齢別受付状況（一時保護所分）（さいたま市を含まない）

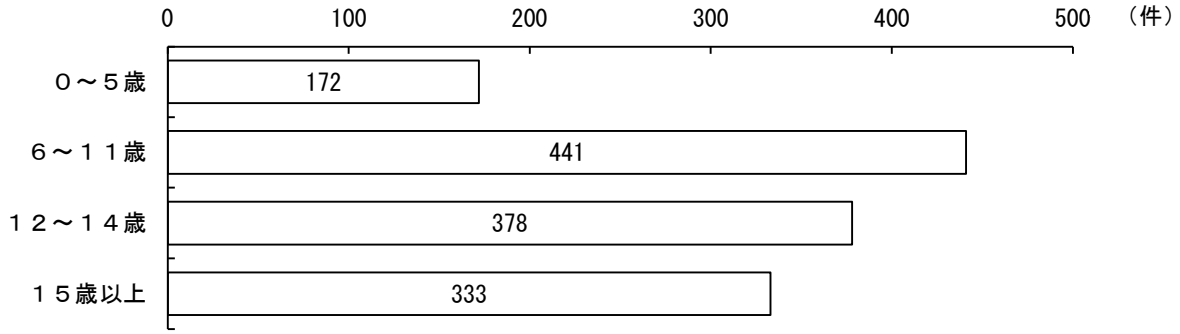


図２４　児童相談所別一時保護児童受付数（一時保護所分）（さいたま市を含まない）

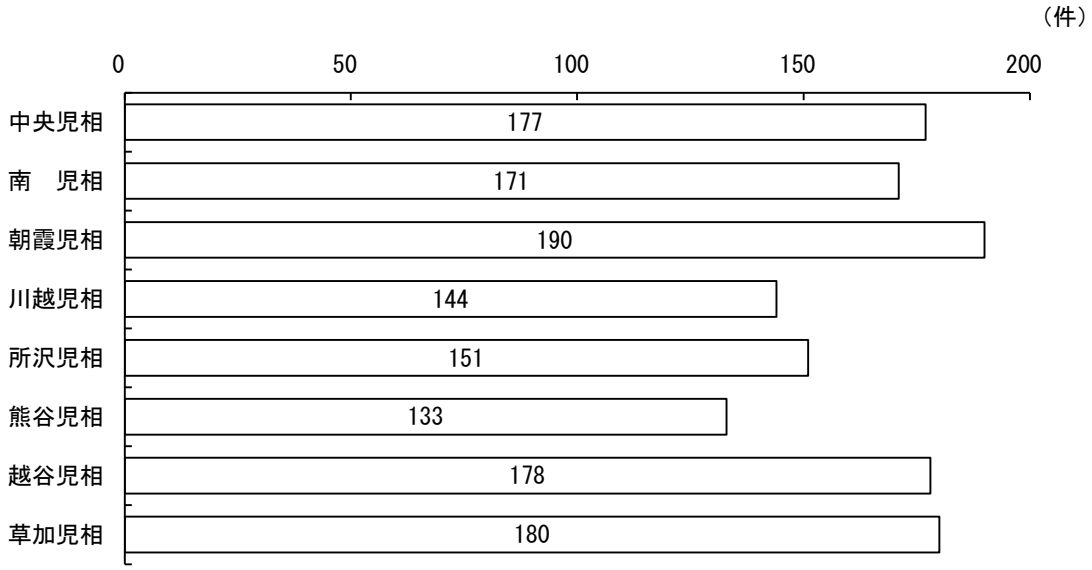


表１３　一時保護所　月別１日平均在籍児童数（さいたま市を含まない）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
中央児相	34.0	28.1	36.4	39.1	38.0	38.8	39.2	36.6	38.3	36.7	38.8	37.5
南 児 相	34.6	37.2	37.8	37.2	36.3	35.3	36.5	37.6	37.1	35.1	33.5	32.8
朝霞児相	－	－	2.1	9.6	19.5	20.4	26.7	24.6	27.9	29.0	29.1	31.0
所沢児相	32.0	35.1	35.7	35.4	35.4	36.1	36.9	32.4	32.9	30.1	33.4	32.0
熊谷児相	21.8	23.3	28.7	28.0	25.6	26.9	30.8	29.4	28.5	30.0	31.6	33.3
越谷児相	28.9	33.9	36.5	38.3	40.0	41.2	40.4	40.5	42.9	38.3	38.5	42.7

注）一時保護所の定員数は、各所３０名。
　　朝霞一時保護所は令和７年６月から受け入れ開始。

図２５　一時保護所退所後の状況（さいたま市を含まない）

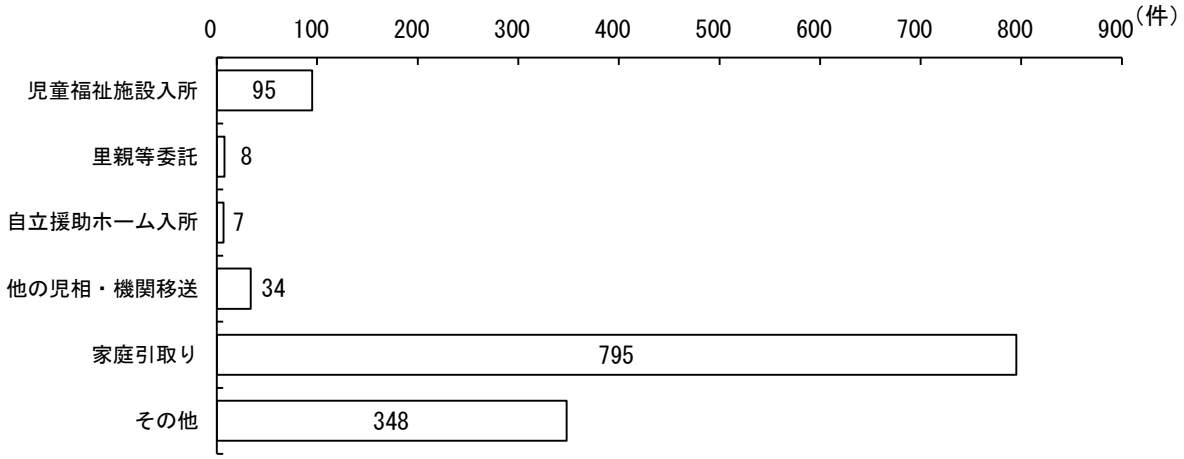


表１４　相談内容別一時保護所退所後の状況（さいたま市を含まない）

	養護相談	心身障害相　談	非行相談	育成相談	保 健・そ の 他	計
児童福祉施設入所	77	0	8	10	0	95
里 親 等 委 託	7	0	0	1	0	8
自立援助ホーム入所	5	0	2	0	0	7
他の児相・機関移送	23	0	10	1	0	34
家 庭 引 取 り	633	1	99	62	0	795
そ　の　他	298	1	29	20	0	348
計	1,043	2	148	94	0	1,287

表１５　一時保護所退所児童数と一人当たり平均保護日数（さいたま市を含まない）

	中央	南	朝霞	所沢	熊谷	越谷	合計
Ａ保護児童数（退所児童数）	241	210	100	228	181	327	1,287
Ｂ保護延べ日数	13,375	14,437	3,004	12,779	9,707	13,724	67,026
Ｃ1日当たり平均児童数(B/365)	36.6	39.6	※　9.9	35.0	26.6	37.6	185.3
Ｄ一人当たり平均保護日数(B/A)	55.5	68.7	30.0	56.0	53.6	42.0	52.1

※朝霞一時保護所は令和７年６月から受け入れ開始のため、B/304

令和７年度に、警察、児童福祉施設、里親、その他の機関等に委託した一時保護児童の状況は次表のとおりである。

表１６―１　相談・年齢階層別一時保護の委託状況（委託保護分）（さいたま市を含まない）

	養護相談	内、児童虐待	障害相談	非行相談	育成相談	保健・その他	計
０～　５歳	426	206	0	0	3	0	429
６～１１歳	221	155	15	5	8	0	249
１２～１４歳	90	59	2	6	13	0	111
１５歳以上	156	110	4	26	8	2	196
計	893	530	21	37	32	2	985

表１６―２　機関別委託解除状況（委託保護分）（さいたま市を含まない）

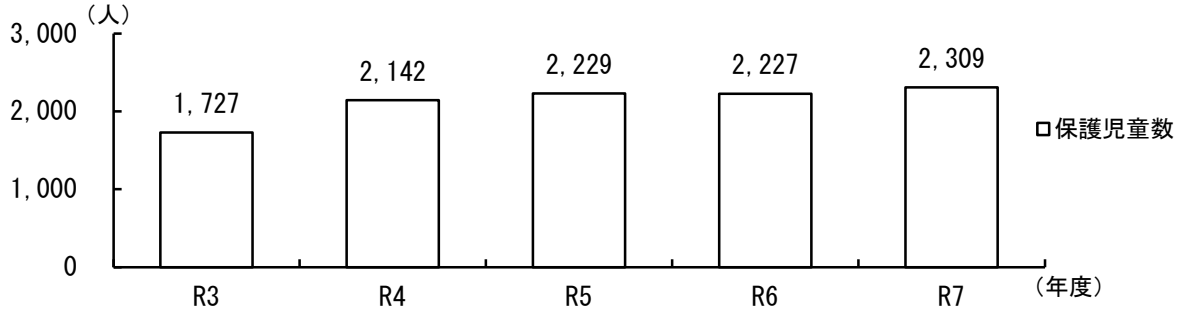
	委託	委託解除	委託機関（年度中の解除数）						
			警察等	児童福祉施設	里親	ＦＨ	自立援助ホーム	医療機関	その他
児童数	985	968	2	309	326	33	115	128	55
延べ日数	―	45,167	3	23,719	7,506	1,003	5,183	5,267	2,486

表１７　相談内容別一時保護の委託解除後の状況（さいたま市を含まない）

	養護相談	心身障害相談	非行相談	育成相談	保健・その他	計
児童福祉施設入所	169	0	0	5	0	174
里親等委託	47	0	3	0	0	50
自立援助ホーム入所	38	0	9	4	0	51
他の児相・機関移送	14	0	0	0	0	14
家庭引取り	266	4	11	9	0	290
その他	346	17	13	13	0	389
計	880	21	36	31	0	968

過去５年間に、児童相談所が一時保護した児童数（一時保護所と一時保護委託の児童数の合計）を図示すると、下図のようになる。

図２６　過去５年間の保護児童数の推移（さいたま市を含まない）



３　児童福祉施設・里親等の状況

（１）　児童福祉施設

ア　児童福祉施設（障害児施設を除く）への入退所状況

令和７年度における施設別の在籍状況は次表のとおりである。乳児院、児童養護施設では、児童虐待相談の急増により施設利用の機会が増え、満床となる施設も出てきている。また、職員を確保できない等の理由により、定員は空いているが受け入れ困難な施設も多い。

表１８　児童福祉施設入退所状況（さいたま市を含まない）

施　　設	入所児童数	退所児童数	Ｒ８年３月末日現在
乳　児　院	104	81	171
児童養護施設	140	160	995
児童心理治療施設	19	22	60
児童自立支援施設	32	39	33
計	295	302	1,259

注）県児童相談所が措置した児童数、県外施設を含む
資料：「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第７表

イ　障害児施設への入所状況

令和７年度の障害児施設への入所状況は、次表のとおりである。障害児入所施設については、県外施設への入所児が多く、新規の入所が難しい状況が続いている。

表１９　障害児施設への入所状況（さいたま市を含まない）

施　　設	児童数
知的障害児施設	128
肢体不自由児施設	8
重症心身障害児施設	94
そ　の　他	3
計	233

注１　令和８年３月１日現在の速報値、県外施設への入所も含む。
　２　入所の「その他」は、盲児施設入所。

ウ　施設退所児童の状況

令和７年度に、施設を退所した児童は、次表のとおりである。

乳児院からは児童福祉施設へ変更が最も多く、退所児童数に占める割合は３８.３％であった。また、児童心理治療施設からも他の児童福祉施設への変更が最も多く、５４.５％であった。児童養護施設と児童自立支援施設からは家庭引取りが最も多く、それぞれ３９.４％、４６.２％であった。

表２０　施設退所児童の状況（さいたま市を含まない）

	家庭引取り	児童福祉施設へ変更	満齢	里親委託	就職	成人施設入所	就学就園	目的達成のため	家庭環境改善	その他	計
乳児院	24	31	0	14	0	0	0	0	0	12	81
児童養護施設	63	6	12	1	25	7	8	0	1	37	160
児童心理治療施設	3	12	1	0	0	1	0	0	0	5	22
児童自立支援施設	18	8	0	0	0	3	0	1	0	9	39
計	108	57	13	15	25	11	8	1	1	63	302

図２７　乳児院退所理由の内訳（さいたま市を含まない）

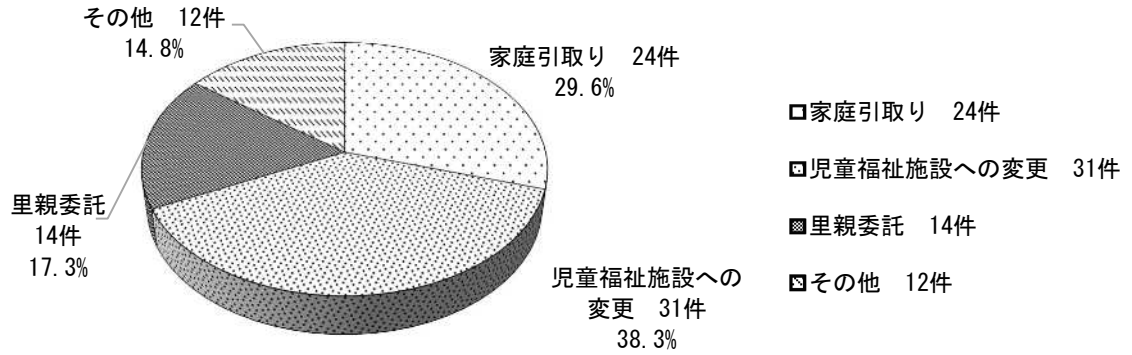
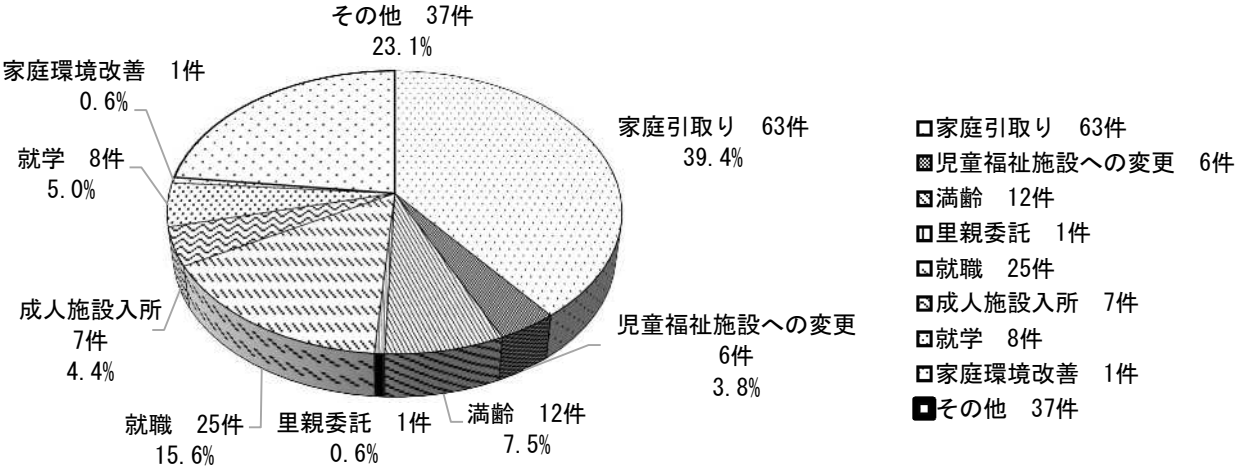


図２８　児童養護施設退所理由の内訳（さいたま市を含まない）



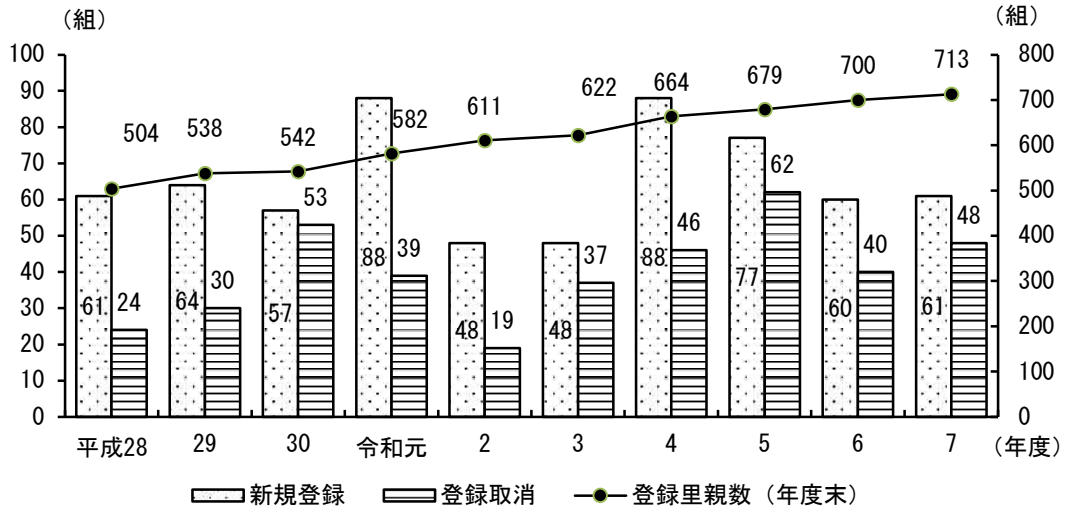
（２）里親等

ア　里親登録の状況

児童福祉法の改正により、平成２１年度から里親の種類が養育里親、専門里親、親族里親、養子縁組里親に変更された。養育里親として登録するには研修を受講することが義務付けられた。

さらに、平成２９年度から、養子縁組里親について養子縁組里親研修の受講及び５年ごとの登録更新（研修の受講）の実施が義務付けられた。

図２９　登録里親数の推移（さいたま市を含まない）



資料：「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第１２表

令和７年度末の数値は暫定値（令和８年９月３０日現在）

表２１　里親の種類別登録数（令和７年度　単位：組）（さいたま市を含まない）

		前年度末現在	新規（年度中）	取消（年度中）	年度末現在
登　録　里　親　数		700	61	48	713
再掲	養育里親数	694	60	46	708
	専門里親数	23	1	1	23
	親族里親数	6	2	2	6
	養子縁組里親数	520	42	33	529

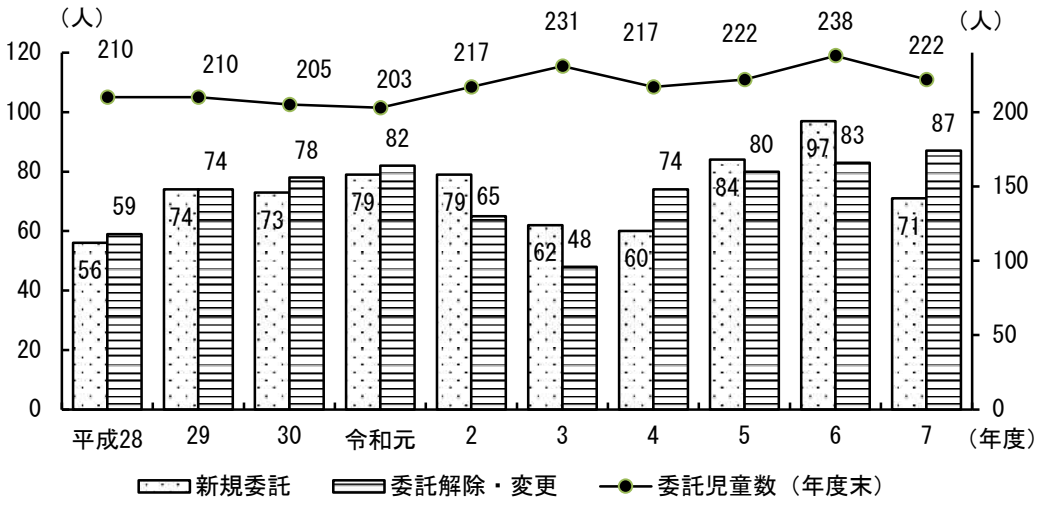
資料：「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第１２表　暫定値（令和８年９月３０日現在）

イ　委託の状況

令和７年度末の登録里親７１３組のうち、２０５組の里親に児童が委託されている。

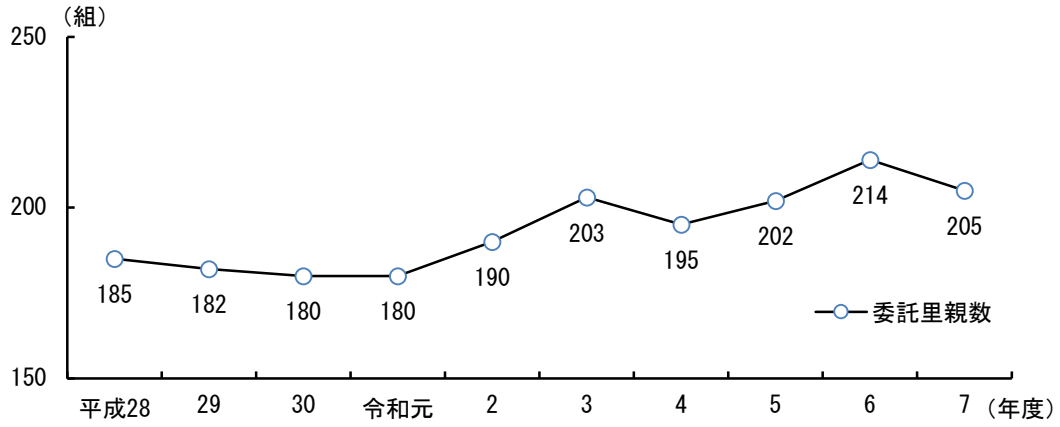
令和７年度末現在２２２人の児童が里親に委託されている。令和７年度中に新たに委託された児童は７１人である。内訳を割合で示すと児童福祉施設からの委託が５２.１％、家庭からの委託が２３.９％である。（令和７年度末の数値は暫定値（令和８年９月３０日現在））

図３０　委託児童数の推移（各年度末現在）（さいたま市を含まない）



資料：「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第１３表
令和７年度末の数値は暫定値（令和８年９月３０日現在）

図３１　委託里親数の推移（各年度末現在）（さいたま市を含まない）



資料：「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第１２表
令和７年度末の数値は暫定値（令和８年９月３０日現在）

ウ　ファミリーホーム

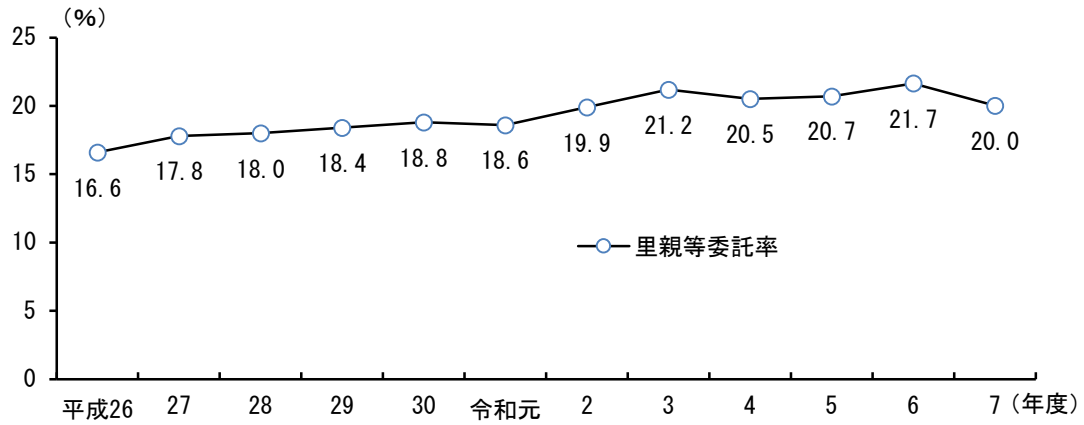
ファミリーホーム（小規模住宅型児童養育事業）は、平成２１年度に創設された制度で、令和７年度末現在で２２か所、７０人の児童が委託されている。

表２２　ファミリーホーム数及び委託児童数（各年度末現在）

		令和２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
ホーム数	法人型	6	5	4	4	3	3
	個人型	15	16	18	20	21	19
	計	21	21	22	24	24	22
委託児童数　（人）		88	87	91	84	82	70

注１）法人型は設置主体、個人型は経営主体により区分。
注２）ホーム数には、さいたま市内のファミリーホームを含んでいない。
資料：「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第１２表　暫定値（令和８年９月３０日現在）

図３２　里親等委託率の推移（各年度末現在）（さいたま市を含まない）



※里親等委託率＝(里親委託＋ファミリーホーム児童数)÷(乳児院・児童養護施設入所及び里親・ファミリーホーム児童数)×100

※令和７年度末の数値は、暫定値（令和８年９月３０日現在）

エ　専門里親

平成１４年９月、国の制度改正に伴い、専門里親制度が設けられて以後、令和７年度末で２３組が登録しており、委託されている児童は３人である。

オ　委託中の里親への援助・里親会活動

児童を里親に委託した後に、児童福祉司･児童心理司が個別に養育上の相談に応じているほか、児童相談所と里親会が連携して、次のような支援を行っている。

(ア)　委託直後研修（里親サロン等）

表２３　委託直後研修実施状況

児童相談所	事　業　名	対　象　里　親	回　数	延べ参加者数
中　央	委託直後研修	委託直後の里親子	１１回	３６名
	子育てサロン	委託中及び委託解除後の里親子	６回	３０名
	思春期サロン	委託中及び委託解除後の里親子	６回	３３名
		小　計	２３回	９９名
南	年少児サロン	委託後２年未満の里親子	１１回	１１４名
	年長児サロン	小学生以上を委託中の里親	４回	５８名
		小　計	１５回	１７２名
朝　霞	委託直後研修会	委託後２年未満の里親子	１１回	１３４名
	思春期サロン	小学４年生以上を受託している里親	６回	３９名
		小　計	１７回	１７３名
川　越	委託直後研修会	委託後２年未満の里親子	１１回	１２５名
	思春期サロン	小学５年生以上を受託している里親	６回	３４名
		小　計	１７回	１５９名
所　沢	里親委託直後サロン	委託直後の里親子（小学校低学年以下）	１１回	１１１名
	里親年長児サロン	小学校高学年以上の委託中里親	６回	４６名
		小　計	１７回	１５７名
熊　谷	委託直後研修 (ひよこクラブ)	委託後２年未満の里親子	１１回	１５２名
		小　計	１１回	１５２名
越　谷	委託直後研修	委託後１年未満の里親子	１２回	１０８名
	里親サロン	委託中及び未委託の里親	１回	２１名
		小　計	１３回	１２９名
草　加	委託直後研修	委託後１年までの里親子	７回	５９名
	里親サロン	委託中及び未委託の里親	２回	２４名
		小　計	９回	８３名

(イ)　地域里親会による活動（里親同士の情報交換、親睦）

表２４　地域里親会活動実施状況

支部名	事　　業　　内　　容	回数・参加数
中　央 ゆずりは会	里親子レクリエーション（宿泊、若山農場等）	２６名
	おやじの会（日帰り、バーベキュー）	２４名
	ボウリング大会・食事会	６８名
南 はなみずき会	ファミリーレクリエーション（アクアパーク品川）	５３名
	クリスマス会	８２名
	いちごの会	１６５名
朝　霞 あおぞら会	所沢里親会・朝霞里親会・川越里親会合同レク 朝霞あおぞら会設立記念合同交流会運動会 ＜会場＞新座市立東北小学校	７０名
	みんなのサロン	年4回・４６名
	未委託サロン	１回・１８名
	研修会	2回・８０名
	入学・卒業お祝い会	４０名
川　越 はつかり会	レクリエーション　秋レク（家族懇親会　サイボク）	３９名
	新年会 and ミニコンサート（初かり亭）	３４名
	中学生以上レク「ボウリング&Pizza 食べ放題」 （ウニクスボウル南古谷店、ナポリの食卓川越店）	3名
	はつかり会研修（児相と共催・Zoom と会場のハイブリッド） 「アンガーマネジメントについて」【講師】松本三宣 氏	１６名
	所沢里親会・朝霞里親会・川越里親会合同レク 朝霞あおぞら会設立記念合同交流会運動会 ＜会場＞新座市立東北小学校	１７名
所　沢 里親会	所沢里親会・朝霞里親会・川越里親会合同レク 朝霞あおぞら会設立記念合同交流会運動会 ＜会場＞新座市立東北小学校	５３名
	ひまわりサロン	年5回・６３名
	研修会	2回・７３名
	入学・卒業お祝い会	３９名
熊　谷 やまなみ会	会報「やまなみ」第６３号発行	年１回発行
	里親子夏のレクリエーション（伊香保方面）	５０名
	小中高生の集い	１回・２１名
	里親サロン	１回・８名
	ごっこクラブ（パンづくり体験）	計2回・１３名
	地区会（親子ケーキ作り、先輩里親の体験談等）	3回・７６名
	入進学・卒業を祝う会	４７名
越　谷 さくらんぼの会	親睦会（本の読み聞かせと手遊び）	１回・２０名
	交流会（バーベキュー大会）	１回・９３名
	さくらんぼサロン	年3回・２９名
	里親子レクリエーション（日帰りバス、成田ゆめ牧場等）	７７名
	里親研修会	１回・１２名

(ウ)　里親等委託調整員・里親委託強化推進員による支援

平成２１年度から国の里親委託推進事業実施要綱に基づき、里親委託の推進や委託里親の支援を目的として、里親等委託推進員（非常勤）が各児童相談所に配置され、平成 30 年度からは里親等委託調整員と名称が変更された。各所の里親委託等推進委員会が実施する事業の企画、実施の補助や関係機関との連絡調整のほか、里親に対する養育相談、委託児童の養育状況の把握、未委託里親の状況把握、里親サロンの実施等を行った。

また、実親の同意を拡げることにより里親委託の推進を強化することを目的として、平成３１年度から里親委託強化推進員が各児童相談所に配置された。施設入所中の児童の保護者に対する里親制度への理解促進、里親委託同意後の保護者の心理的サポート、相談対応等を行った。

カ　研修の状況

養育里親・養子縁組里親になることを希望する者は、里親研修（「基礎研修」及び「登録前研修」）を里親登録前に受講することが必要。

(ア)　里親（基礎）研修

新たに養育里親・養子縁組里親になることを希望する者（里親申請書の提出前に受講する）を対象に、令和７年度は講義研修を７回開催した。

また、講義研修修了者を対象に施設見学を実施した。

【研修内容】〇講義研修（１日間）

・里親養育論、児童福祉論　　・先輩里親の体験談　　など

(イ)　里親（登録前）研修

新たに養育里親・養子縁組里親になることを希望する者のうち、基礎研修を修了した者を対象に、令和７年度は講義研修を７回開催した。

また、講義研修修了者を対象に養育実習を実施した。

【研修内容】〇講義研修（２日間）

・里親養育論、里親養育援助技術　　・発達心理学、小児医学

・里親会活動、先輩里親の体験談　　・グループ討議など

〇養育実習（２日間）

(ウ)　里親（更新）研修

養育里親・養子縁組里親名簿の登録の有効期間は５年間とされ、登録を更新しようとする里親を対象に、令和７年度は、講義研修を５回開催した。

【研修内容】〇講義研修(1 日間)

・児童福祉制度論、発達心理学、里親養育演習

（エ）各児相による研修

児　相	研修内容・講師	開催日	参加者数
中　央	新規登録里親研修会（２回実施） 里親委託の現状について　　児童相談所職員 里親登録後の流れと支援について　　児童相談所職員 中央ゆずりは会と地区会について　　管内里親 先輩里親を交えての懇談	９月２０日 ２月７日	６名 ４名
	里親研修会 ①「なぜ増えるのか・いじめと不登校」 ～学校の現状と親の対応を中心に～ 神戸大学名誉教授　広木克行　氏 ②「出会った『目の前のこの子』と愛着関係を育むために」 児童養護施設　愛泉寮　里親支援専門相談員　島田恵満　氏	５月１４日 １１月３０日	３３名 ４８名
	里親入門講座（２回実施）　　あげお富士住建ホール 里親制度の概要　児童相談所職員 里親の養育体験談　管内里親 児童福祉施設の子どもたち　里親支援専門相談員	８月２日 ２月１４日	２名 ５名
南	新規登録里親研修会　南児童相談所 講義「こどもが委託されるまで」 グループワーク「考えてみよう！こどものいる生活」 令和７年度南はなみずき会の活動等について 里親養育体験談　管内里親１名 懇談会	１０月１９日	１１名
	登録里親研修会　川口市立青木会館 シンポジウム　里父・養父の役割を考える 懇談会　シンポジウムを受けて小グループで意見交換	６月８日	６４名
	里親入門講座　南児童相談所 里親制度の概要　児童相談所職員 里親養育体験談　管内里親２名	６月２８日	９名
	里親入門講座　蕨市役所 里親制度の概要　児童相談所職員 里親養育体験談　管内里親２名	１０月２６日	１９名
朝　霞	里親入門講座 ＜場所＞第１回　フォーシーズンズ志木 第２回　ふじみ野ステラ・イースト	８月９日 １月１７日	１１名 １９名
	朝霞地区里親会合同研修会　朝霞児童相談所　大会議室 「イライラしない子育て講座」 講師：ＳＳ式イライラしない子育て法 ＣＰＡ講師 山﨑栄慈 氏	１月３１日	１７名

川　越	委託・未委託里親研修会　川越児童相談所　大会議室 「子どもたちの声を聞くということ～乳児院での子どもたちとのかかわりから～」 講師：大塚由利子氏（愛泉乳児園　里親支援専門員）	10月28日	16名
	里親入門講座 ＜場所＞川越児童相談所　大会議室 制度概要：児童相談所職員、里親体験談：管内里親2組	10月4日	15名
所　沢	里親研修会（第1回）所沢児童相談所 大会議室 ＜内容＞分科会	6月7日	33名
	里親入門講座 ＜場所＞第1回　新所沢公民館 第2回　狭山市立中央公民館	5月31日 2月28日	23名 40名
	里親研修会（第2回）所沢児童相談所 大会議室 ＜内容＞「防災教室～もしもの時にどうすればいいの？～」	3月1日	35名
熊　谷	里親研修会（第１回） ＜場所＞熊谷児童相談所 ＜内容＞・講演『児童心理治療施設多機能化事業 ～思春期サポート事業と事例紹介について～』 ・グループ討議	6月8日	73名
	里親研修会（第2回） ＜場所＞熊谷児童相談所 ＜内容＞・講演『子どもの性を考える ー何を伝え、どう答えるかー(幼児期～思春期)』 ・グループ討議	2月8日	56名
	里親入門講座【フォスタリング事業　社会福祉法人愛の泉】 ＜場所＞第1回　社会福祉法人　愛の泉 第2回　熊谷児童相談所 第3回　岡部公民館 第4回　社会福祉法人　愛の泉 第5回　行田市商工センター ＜内容＞里親養育体験談　管内里親（1～2名） 里親制度の概要	5月10日 7月1日 9月21日 11月8日 3月14日	6名 11名 9名 9名 15名
越　谷	里親入門講座　越谷市北部市民会館 里親制度の概要　児童相談所職員 里親養育体験談　管内里親2名	9月6日 12月6日	15名 4名
草　加	新規登録里親オリエンテーション	11月11日 11月13日 2月9日	2名 2名 2名
	里親入門講座　　草加児童相談所 里親制度の概要　　児童相談所職員 里親の養育体験談　　管内里親	5月24日 11月15日	8名 9名

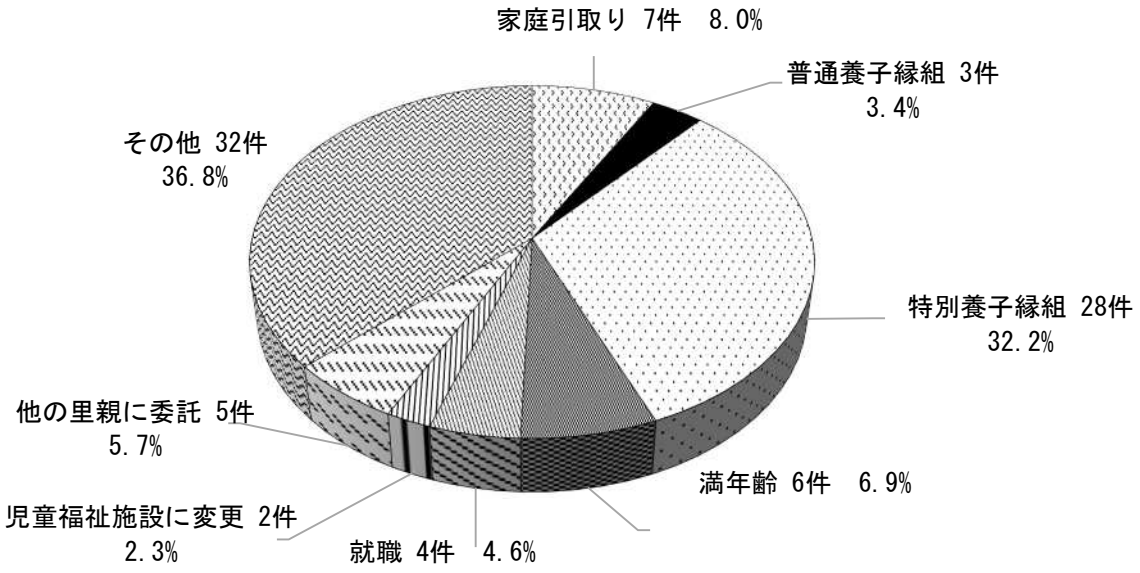
キ　委託解除の状況

令和７年度の里親委託解除（措置の変更を含む）の件数は８７件であった。その内訳は次表のとおりである。

表２５　委託解除の状況　（さいたま市を含まない）

委託解除理由	件数	割合
家庭引取り	7 件	8.0%
普通養子縁組	3 件	3.4%
特別養子縁組	28 件	32.2%
満年齢	6 件	6.9%
就　職	4 件	4.6%
児童福祉施設に変更	2 件	2.3%
他の里親に委託	5 件	5.7%
そ の 他	32 件	36.8%
合　　計	87 件	100%

図３３　委託解除の理由（さいたま市を含まない）



資料：「こどもの福祉と保健に関する状況報告」第１３表　暫定値（令和８年９月３０日現在）